

## 聖人原地区地区計画

名 称		聖人原地区地区計画	
位 置		荒尾市平山字聖人原の一部	
面 積		約 7.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本市では、幹線道路等に近接する未利用地において産業振興や雇用増大に寄与する企業誘致を推進しており、当地区はその立地特性から企業誘致の適地に選定されている。 当地区は、本市の産業振興や雇用増大に寄与し、公害の防止と緑化を促進する工業地の形成を図るとともに、周辺の住宅地や自然環境との調和に努める。	
	土地利用の方針	地域と調和のとれた緑豊かでゆとりのある工業地を形成する。	
	地区施設の整備方針	当地区の北側に市道櫛畑市場線（幅員 10m）、東側に市道聖人原 1 号線（幅員 14.5m）があるので、地区施設は定めず、その市道の維持・保全を図る。	
	建築物等の整備方針	地域と産業が調和する環境を形成するため、建築物の用途の制限及び建築物壁面の後退距離を定める。	
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	市道境界線等からの壁面後退部分は、緩衝帯を目的とし、可能な限り緑化に努め、適切な維持管理を行う。	
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	(1)建築基準法別表第二(を)項に規定する建築物は建築してはならない。 (2)次に掲げる建築物は建築してはならない。 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、カラオケボックス、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、神社、寺院、教会、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、自動車教習所、畜舎その他これらに類するもの (3)建築基準法別表第二(る)項に規定する建築物については、土地利用及び建築物等の整備方針に基づき、荒尾市長が認めたものは建築することができる。
		建築物の容積率の最高限度	20/10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6/10	
	建築物の壁面の位置の制限	計画図に示す市道との境界線等から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 4m 以上とする。	
	建築物の高さの最高限度	周辺環境及び景観に配慮した施設の機能上必要な高さとする。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根、屋外広告物の色彩等の基準については、荒尾市景観計画に準ずるものとし、周辺環境の美観、風致を損なわないものとする。	

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

# 荒尾都市計画 地区計画の決定 計画図

縮尺 1 : 2,500



市道榎畑市場線  
(幅員10m)

市道聖人原1号線  
(幅員14.5m)

0 50 100 150 200 m

## 凡 例

- |   |                 |
|---|-----------------|
|  | 聖人原地区地区計画区域     |
|  | 壁面の位置の制限 (4m以上) |

